

介護職員処遇改善実績報告書（令和 1 年度）

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

①	介護職員処遇改善加算総額	(1) 保険請求分に係る加算額 (利用者負担分を含む)	51,608,640 円		
		(2) 区分支給限度基準額を超えた サービスに係る加算額 (利用者10割負担分)	188,920 円		
		加算総額((1)+(2))	51,797,560 円		
②	加算による賃金改善実施期間 (実際に賃金改善を実施した期間)		1 年 6 月 ~ 2 年 5 月		
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数) (※小数第二位を切捨て)		1,050.5 人		
④	介護職員に支給した総賃金額(②の期間の総額)		308,323,073 円		
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)		293,501 円		
⑥	②の期間において実施した賃金改善 の概要 ・改善した給与の項目 ・改善した月 ・対象者数 ・全体の改善額 等について、具体的に記載して下 さい。 (別途任意の様式に記載し添付し ても結構です。)	改善した給与の項目	改善した給与の内容 (改善した月や対象者数等)	金額	
		別紙「介護職員処遇改善加算賃金改善比較表(明細書)」参照			
⑦	賃金改善所要額 (⑥の賃金改善に要した費用の総額) (※賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含 む)		53,037,233 円		
⑧	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)		50,487 円		

(添付書類)

- 賃金改善所要額内訳表（別紙様式5-2(又は任意の様式で改善の内訳が分かるもの)）
- 介護職員処遇改善実績報告書(市内事業所一覧表)（別紙様式5(添付書類1)）
- 介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)（別紙様式5(添付書類2)）
※法人一括で加算の届出をした事業者で、大分県外にも事業所がある場合のみ提出
- 介護職員処遇改善実績報告書(市町村一覧表)(再掲)（別紙様式5(添付書類3)）
※法人一括で加算の届出をした事業者で、大分市以外で大分県内に事業所がある場合のみ提出
- 「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(国保連から毎月送付される加算額を確認できる書類)

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 31 日

(法人所在地) 〒870-1123

大分市大字寒田202番地

(法人名) 社会福祉法人 三愛会

(代表者の職・氏名) 理事長 半澤 一邦

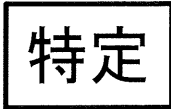
㊞

【実績報告書に関する問い合わせ先の記入欄】

実績報告書作成者の 所属・氏名	事務部 荒金 拓郎
電話番号	097-567-8822
FAX番号	097-567-8833
メールアドレス	fujinomori@san-ai-kai.or.jp

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和1年度)

大分市長 佐藤 樹一郎 殿



事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ	シヤカイフクシホウジン サンアイカイ		
	名称	社会福祉法人 三愛会		
主たる事務所の	〒870-1123 大分県 大分市 大字 寒田 202番地			
	電話番号	097-567-8822	FAX番号	097-567-8833
事業所等の名称	フリガナ	別紙一覧表による		提供するサービス
	名称			
事業所の所在地	〒			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 () 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ Ⅱ)		
②	賃金改善実施期間	令和1年 10月 ~ 令和2年 3月		
③	令和元年度分介護職員等特定処遇改善加算総額	7,470,870円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)	9,765,370円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	219,833,440円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	210,068,070円		
⑤	経験・技能のある介護職員 (㊶) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	144,823円		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	41,873,944円		
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	38,977,477円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の数	20人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者		人】	
⑥	他の介護職員 (㊷) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	67,120円		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	128,470,418円		
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	122,563,823円		
	viii) 当該事業所における他の介護職員の数	88人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金		2,041,953円】	
⑦	その他の職種 (㊸) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	26,731円		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	49,489,078円		
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	48,526,770円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	36人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金		2,041,953円】	
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等))、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	特定処遇改善手当として下記の通り支給する。		
		(A) 経験・技能のある介護職員 (①当法人における介護現場での勤務が10年以上の介護職員、②介護福祉士の資格を有する介護職員、のいずれにも該当する者) 職級S=25,000円、J1=22,000円、J2=19,000円		
		(B) 他の介護職員 職級J1以上=18,000円、J2=15,000円、J3=11,000円		
		(C) その他の職種 一律5,000円		

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年 7月 31日 (法人名) 社会福祉法人 三愛会

(代表者名) 理事長 半澤 一邦

印